

公募型プロポーザル方式 対象案件に関する質問・回答

工事名	令和7年度 防災・安全交付金(盛土対策)事業に伴う既存盛土調査業務
箇所名	北信及び東信地域一円(長野市を除く)
掲示日	令和7年6月2日
回答者	長野県 建設部 都市・まちづくり課

NO	質 問 事 項	回 答
1	『公募型プロポーザル方式(技術者評価型)に係る手続開始の掲示について』(3ページ)の「2 技術提案書の提出者に必要とされる要件」において、「(11)平成22年4月1日から掲示日の前日までに、国または地方公共団体が発注した、土砂災害防止法に基づく砂防基礎調査または大規模盛土の変動予測調査のいずれかの業務の実績を有していること。」と記載されています。 一方で、本業務は「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。)第4条に規定される基礎調査として、宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域(以下「規制区域」という。)内の既存盛土等の分布調査および応急対策の必要性判断を実施することを目的としています。 このことから、「盛土規制法に基づく既存盛土等調査」が、本業務に最も近い内容の実績であると考えますが、この解釈でよろしいでしょうか。 上記の理由により、「盛土規制法に基づく既存盛土等調査」を同種業務、「土砂災害防止法に基づく砂防基礎調査または大規模盛土の変動予測調査」を類似業務と解釈しておりますが、このような区分で差し支えないでしょうか。	当該業務における同種または類似の業務は、「土砂災害防止法に基づく砂防基礎調査」または「大規模盛土の変動予測調査」のいずれかのみとします。